

1. 事業者に対し、海岸漂着物処理推進法に基づき、合成洗剤・柔軟剤などへのマイクロカプセル配合を自粛するよう行政指導してください。

(回答)

1. 現段階において、マイクロカプセルを使用した柔軟仕上げ剤等の香料成分が健康に与える影響は、科学的に明らかにされていないと承知しており、新規の規制措置の導入には慎重な検討が必要と考えている。
2. 御指摘の海岸漂着物処理推進法では、事業者は、その責務として、マイクロプラスチックの使用の抑制に努めるよう定められている一方、事業者に対してマイクロプラスチックの使用を禁止する内容は定められていない。
3. このため、事業者に対してマイクロプラスチックの使用的自粛を要請することは困難であるが、当省としては、同法の制定時も含め、同法所管の環境省と連携し、団体への法令の周知などを進めてきたところ。
4. また、環境省においてはマイクロプラスチックの海域中の存在実態や生態系への影響等の把握を進めていると承知しており、経済産業省としても、引き続き、関係省庁や、業界と連携しながら、香りによる健康への影響などを注視し対応してまいりたい。

製造産業局 素材産業課

連絡先 03-3501-1737

2. 産業界に日用品の過度な着香仕様の自粛を呼びかけてください。着香仕様で健康を害する人がいること、他製品を汚損することを啓発するためのポスターを制作し、流通小売業界を含めて、産業界に注意喚起してください。

(回答)

1. 現段階において、マイクロカプセルを使用した柔軟仕上げ剤等の香料成分が健康に与える影響は、科学的に明らかにされていないと承知しており、新規の規制措置の導入には慎重な検討が必要と考えている。
2. 一方で、香り付き製品の使用に当たっては周囲の方々に配慮すべきものであることから、令和3年度から、こうしたこと等を呼びかけるポスターを5省庁連名で作成・配布しており、昨年度には更なる理解促進のため改訂を行うなど、啓発に向けた取組を行っている。
3. 経済産業省としては、ご指摘の改正障害者差別解消法の趣旨を踏まえた対応が適切になされるよう、所管する業界団体に対して、同法等の周知を行っているところ。
4. 引き続き、関係省庁や業界と連携しながら、香りによる健康への影響などを注視し対応してまいりたい。

製造産業局 素材産業課

連絡先 03-3501-1737

3. 貴省職員に研修を行い、職員から香害をもたらす家庭用品の使用自粛を始めてください。

(回答)

1. 家庭用品について、人体への影響の有無と規制の必要性を判断する主体は厚生労働省であり、当省としては、当該判断に基づく法令の遵守を事業者等に周知する立場にある。
2. 現在、事業者は、関連法令を遵守しつつ、消費者の様々なニーズに応じた製品を製造・販売しているものと承知している。また、柔軟仕上げ剤等の香料成分が健康に与える影響は、科学的に明らかにされていないと承知しており、新規の規制措置の導入には慎重な検討が必要と考えている。
3. 以上のことから、現段階においては、弊省職員に対する研修の実施や自粛を求めるることは考えていない。

製造産業局 素材産業課

連絡先 03-3501-1737